

はじめに

森林や環境問題は多くの人々により様々な面から考えられてきた。

本書のねらいは森林を中心に据え、環境や温暖化との結びつきを考えようとしている。視点を司法、行政、ビジネスにおいている。

環境問題の分野は、公害と自然保護に大別できるが、自然保護は森林と密接に関係している。温暖化防止でも森林の役割は重要である。国土の7割を森林が占めるわが国では、特に森林と環境のつながりは深い。地球規模で見ても、環境問題の多くは森林と関係している。

森林環境マネジメントの定義はあるわけではない。さしずめ、森林をとりまく環境を対象とした取り組みを意味している。従って、森林そのものではなくより広範囲に森林と環境を結びつけて自然資本としての森林と環境の管理、経営を目指すものである。勿論、人間を自然の一部としてとらえ、人間の都合のためだけに自然や森林を管理しようとするものではない。

森林、環境、温暖化をめぐる問題は人間活動と深く関係している。これらの問題が大きくなったのは産業革命以降の150年足らずの間である。産業活動の活発化と人口増加によるもので、このまま放置するとさらに深刻化することは科学的にも明らかになってきている。

人々が自らの意志のみで森林保全、環境保護やCO₂の排出抑制に取り組みには限度がありむずかしい。地球環境問題になると国益がからみ、対応はもつとやっかいである。

日本の自然がきらいな日本人は先ずいまいである。自然をどのようにして守るかは個人により、企業によってその考え方は異なっている。環境保全と経済活動のどちらを重視するかによっても大きく異なる。そこで必要となるのは、人々や企業が共通に守る秩序、ルールであり、そのもととなる理念、考え方や倫理である。国内では法律、条例、国際的には条約や国際合意である。国内法では環境法、自然保護に関する法律や森林関連法等である。国際的にはリオ宣言や様々な地球環境条約がある。

これらの法秩序の運用を担うのが中央政府や地方自治体の行政機関であり、国際的には国連等国際機関である。法秩序を守るためには、国・地方公共団体、国民、事業者各々の役割が重要で、環境関連法でも定められている。

そこで本書では、森林、環境や温暖化に関する法令はじめ政府、自治体の施策、市民や企業活動等を各テーマごとに取り上げている。

私は社会に出て半世紀になるが企業活動、教育・研究活動と2つの経験を積んでいる。環境問題に実務と理論で携わって四半世紀になるが前半は企業としての取り組み、後半は法科大学院での環境法を中心とする教育・研究活動である。大学では林学を学び、企業で経験を積んだことから、自然科学を素養にした環境法の専門家ということになる。私がスペシャリストとして自負している所以は、実務と理論、自然科学と社会科学と多角的な側面から森林、環境や温暖化問題を考える経験を持っている

るからと思っっている。

本書の特徴は次の5点である。

第1に、多様なテーマを多角的に双方向で考え、学べる内容であること。

森林、環境、温暖化問題を自然科学(森林、環境科学)と社会科学(法律、行政)の両面から分析し、幅広い読者を対象としているが、実務家は理論を、研究者は実務を学べる内容とした。森林科学を学ぶ学生には実務と環境をより深く学べる内容とした。環境法を学ぶ学生には環境と法の橋渡し役となる内容に心がけた。

第2に、歴史から学ぶことを重要視していること。

主要なテーマで歴史的経緯の記述に多くの頁を割いた。必要に応じて詳細な年表で示し分かり易くした。人類は自然破壊や公害でなせくりかえし過ちを犯してきたのかを学び、教訓を将来に活かすことの大切さを多くの方々が考える機会としたいからである。

第3に、地球的視座で考えることを基本としていること。

森林、環境、温暖化問題は世界とのかかわりが重要で、国内問題も世界の動向をぬきにしては考えられない。環境問題はThink Globally Act Locallyがかねてから重要視されてきた。各テーマで世界、国内の動向と地域や企業の取り組みを3層で取りあげた。

第4に、実務に立脚していること。

長年の実務経験から、政策立案・決定者や行政、企業の実務家が現場の実務に役立て得る内容に心

がけた。各テーマとも国内外の事例を多く紹介し、各々の立場で、実務の参考となることを目指した。また、実務家が理論や法律を知ることにより業務を進める上で厚みのあることを願っている。

第5に16講どこからでも読めること。

本書は16講と補足の資料で構成されている。第1講を導入部分とし、テーマを大きく分けると次のとおりである。

- ・森林環境総論 第2、3講
 - ・地球環境総論 第4、5、6講
 - ・自然保護各論 第7、8講
 - ・森林、林業、木材各論 第9、10、11、12講
 - ・地球温暖化各論 第13、14、15、16講
- 16講とも内容は完結しており、どの講から読んでいただいてもよいが、5テーマ毎にまとめた方が理解しやすいと思われる。

また、大学の教科書、参考書として活用できるよう、2単位15回の講義に適すように構成している。

1 各テーマのまとめ

本書の全体を分かりやすくするために5つのテーマ毎の要点を述べておきたい。

森林環境総論(第2、3講)

世界の森林は熱帯林を中心に減少が続いている。この問題に最初に警鐘を鳴らしたのは、1978年に米国政府が発表した「2000年の地球」である。その後1992年地球サミットの「森林原則声明」等により、「持続可能な森林経営」に向け、国連を中心とする世界の取り組みは本格化した。近年は国連森林フォーラム(UNFF)を中心に推進されているが、2015年のUNFF第11回会合で活動評価と、今後の国際的取り組みの在り方が協議されるが、社会・経済問題ともからみ解決すべき課題は多い(第2講)。

「持続可能な森林経営」の基準・指標づくりは、モントリオール・プロセス等世界で9つの主要な取り組みが生まれた(第2講)。民間を中心にPEFCとFSCの森林認証制度が国際的に推進され、わが国ではSGECとFSCが活動している(第3講)。

わが国の森林政策は明治以来、予定調和論に立脚する「保続林業」の概念の基で進められてきた。「持続可能な森林経営」の概念が森林政策に本格的に導入されたのは1990年代になってからで、導入に当たり森林関係者に「保続林業」に対するこだわりがあったと推察される(第3講)。

地球環境総論(第4、5、6講)

国境をまたぐ国際環境問題として最初に歴史に残るのは1920年代から1940年代の米国とカナダ間のトレイル溶鉱所事件である。その後欧州やアメリカ、カナダで2国間、多国間の水質汚濁、大気汚染、海洋汚染や有害化学物質の越境移動問題等が多発した。さらに、地球温暖化、オゾン層破

壊、森林減少、砂漠化等々地球規模の環境問題へと広がっていった(第5講)。

地球環境問題の世界の取り組みに大きな転機となったのは1992年の国連地球サミットで、5つの重要な宣言、条約等が採択された。

リオ宣言では27の原則で環境と開発(発展)に向けての世界共通の理念、考え方としての原則を示している。これらの原則は世界の国々の環境問題取り組みの基本原則となっている。「アジェンダ21」では、リオ宣言に基づいて各国が取るべき行動指針、行動計画を示している。

気候変動枠条約、生物多様性条約と森林原則声明は地球環境問題の重大な分野の取り組みについて採択されたものである。森林問題についても条約を目指したが先進国、途上国の利害の対立から条約化できず、法的拘束力のない声明として指針的なものとして採択された。この原則声明で持続可能な森林経営の概念が示されたことは成果と言える(第4講)。

わが国の環境問題の取り組みも地球サミットが大きな転機となり、リオ宣言で示されている諸原則は、わが国の環境法・政策の基本理念・考え方に大きな影響を与えている。

特に、第15原則の予防原則や、第16原則の汚染者負担原則は環境法や基本政策で重要な位置づけとなっている(第4講)。

わが国の環境問題の歴史を振り返ると、重大な公害問題は当時のわが国を代表する企業が起こしたもので、足尾鉍毒事件や水俣病の教訓から学ぶ必要がある。福島第一原子力発電所の放射性物質汚染問題への対応や原子力発電所の再稼働の是非に関し、過去の公害問題の教訓やリオ宣言に則って考え

るべきである(第5講)。

自然保護各論(第7、8講)

わが国は森林国で、自然保護の歴史は森林との関連が深い。古代から江戸時代、明治以降の近代法制導入の時代、1970年以降の生物多様性の重視の時代に分け、法政策面での歴史を概観したい(第7講)。

近畿圏では1000年以上前に禁伐による森林保全が一部であった。江戸時代には多くの藩で森林保全に取り組みれていた。

明治以降は1931年に国立公園法が制定されるまでは自然保護は森林法、森林行政の一環として取り組まれた。同法は、1957年に自然公園法となるが、保護よりも利用が優先された。また、「地域制(ゾーニング)公園」であるため、私有地では私有権、財産権が尊重され、自然保護の実施面で限界があるのが現状である(第8講)。

わが国の法制面で、本格的に自然保護が重視されるのは、2008年に生物多様性基本法が成立してからで、自然保護関連法のみならず、森林法、河川法等にも「生物多様性の確保」が目的規定に入れられた(第7、8講)。

人間と自然や景観の関係について、法的、倫理的な面で環境法や環境倫理の分野が研究されてきた。裁判でも争点となった事案もある。環境権、自然享有権、自然の権利や景観権をめぐっては、環境法の理念、考え方として、訴訟における権利としての両面から論議されている。わが国では、これ

らの権利はいずれも訴訟における権利としては認められていないが、米国では自然の権利訴訟で絶滅危惧種に限って原告適格が認められている。わが国では、国立のマンションや輛の浦をめぐる訴訟で景観利益が法律上保護される利益として認められている(第7講)。

自然公園制度での自然保護の最も重要な課題は保全と利用の調整と、開発行為の制限であるが、二セコ町の景観条例は景観維持のみならず、自然環境保全に結びつく効果的な条例である(第8講)。

森林・林業・木材各論(第9～12講)

わが国の森林法・政策は、明治以来、ドイツ森林法をモデルにした森林法と保続林業のもとで推進され、戦中戦後の乱伐期を除き、森林資源の育成が図られてきた。1964年林業基本法が成立し森林法と2本立ての法体系が確立した(第9講)。同年の丸太輸入の完全自由化と共に、経済重視、市場原理の下で国内林業は国際競争力に対抗できず弱体化の一途をたどり、国土保全、環境保全上の問題にもなっている。2002年には木材自給率は2割を切ったが、回復基調にあるも、2013年で3割弱である(第12講)。

持続可能な森林経営の概念が世界的な潮流となる中で、わが国の森林政策でも2000年代に入り導入され、森林の多面的機能が重要視されるようになった。一方、民主党政府のもとで2009年、「森林・林業再生プラン」が策定され、国産材自給率50%を目指す経済性重視の森林政策が導入された(第10講)。この政策は林業・木材産業の大規模化による効率化、コストダウンを目指すもので、林産業に大きな転機をもたらしている。大規模木材加工、合板工場やバイオマス発電施設の建設が続い

ているが、原木生産が追いつかず、原木供給の不安が生じている。

木材加工工業、バイオマス発電施設や原木輸出による需要増に見合う地域ごとの安定した原木供給体制の確立が急がれている。持続可能な森林経営と木材加工工業、バイオマス発電の新たな連携を地域ごとに行行政、民間で取り組む必要がある(第11講)。

わが国の木材輸入は大正時代に始まり、戦中、戦後の一時期に中断したが、戦後の復興材として輸入が再開された。1964年の丸太輸入完全自由化と共に輸入量は急増し、1969年には自給率は5割を切った。輸入材(外材)は国産材の補完的な位置づけから1970年代には木材市場の主役に躍り出た(第12講)。1980年代後半の熱帯林伐採反対運動や北米での環境問題等で木材輸入は環境問題への対応が重要となった(第2講、第12講)。近年、木材輸入は減少傾向にあり、半世紀期ぶりに国産材回帰の時代に入っている。

地球温暖化各論(第13～16講)

夏の酷暑、集中豪雨、大型台風、冬の豪雪、暴風雪と四季を問わず異常気象が頻発している。地球温暖化による気候変動が原因であることが科学的にも解明されてきている。

IPCCの第5次評価報告書(2013、2014年)は地球温暖化は疑う余地はなく、人間活動が温暖化の支配的要因であった可能性が極めて高いと報告している。

地球温暖化の取り組みは、気候変動枠組条約とIPCCの両輪の輪で進められてきた。京都議定書は先進国(附属書I国)に削減義務を果たしたものの、十分な役目を果たせぬままに終了しようとして

いる。2020年以降の新しい枠組み(新枠組み)に向け国際交渉は加速化し、2015年のCOP21での合意を目指している。

新枠組みは、京都議定書の反省から、すべての国の参加のもとで、各国は自主的に削減目標を策定し、世界で取り組み、気温上昇を2℃未満に抑えることを目標としている。新枠組みは、緩やかな形での合意を目指しているが、目標達成には経済、エネルギー問題が関係し、解決すべき課題が多い(第13講)。

わが国の地球温暖化政策は、東日本大震災、福島原発事故以降、大きく後退しており、京都議定書第2約束期間の削減義務に参加していない。新枠組みに向けての削減目標の策定も遅れている(第13講)。

地球温暖化対策推進法で都道府県は温室効果ガス排出抑制の施策を実施することになっているが長野県、高知県、新潟県の事例や環境未来都市構想を概観する(第14講)。市町村の再生可能エネルギーの取り組みが活発化しているがアンケートの結果から見ると課題も多い(第14講)。

市町村の低炭素社会、脱温暖化への具体的取り組みとして下川町、桐生市の事例を述べたい(第14講)。

地球温暖化防止に森林・木材は重要な役割を果たしているが、京都議定書第1約束期間のわが国の削減目標6%の内、3・8%は森林による吸収量で賄った。森林によるCO₂吸収量や木材の固定量の算定方式は京都議定書で定められている(第15講)。新枠組みでは熱帯林減少によるCO₂排出を抑

制する仕組みとしてREDDプラスが導入されるが、実施には課題が多い(第15講)。

森林が吸収するCO₂を経済的に評価し、クレジット化(森林吸収源クレジット)し排出取引やカーボン・オフセットで活用できる。J-VÉR制度やJ-クレジット制度でも活用されている。森林を健全化し、温暖化防止と地域の発展に貢献する可能性が大きく、政府による強力な推進策が望まれている(第16講)。

2 森林・環境・温暖化の相互関係

森林・環境・温暖化をめぐる諸問題は各々が異なる事象だが、相互に関連している。相互関係と各講を結びつけて俯瞰し、森林環境マネジメントの位置づけを示しておきたい。

森林と環境

国内外で起こってきた環境問題の多くは森林との関連が深い(第4、5、6講)。特に自然保護、生物多様性保全等の取り組みは森林保全と共に進める必要がある(第2、3、7、8講)。

持続可能な森林経営は世界の森林経営(管理)の金科玉条として定着しているが森林の多面的機能の中でも最も重要な生態系のニーズは環境分野の取り組みでも重要である(第2、3、8講)。

わが国は近代的な森林法・政策を導入して100年以上になるが、木材生産を主とする経済的機能と環境機能(公益的機能)のどちらを重視するかは時代のニーズと共に変化してきた。現在では生物多様性をはじめとする自然環境保全と経済活動との両立は重要な課題である(第9、10講)。わが国の林

業、木材産業でも環境問題の取り組みは企業経営の重要項目である(第10、11講)。

森林と地球温暖化

世界の温室効果ガス総排出量の17・4%は熱帯林減少等森林分野からの排出量と報告されている(第13講)。わが国の京都議定書第一約束期間の削減目標6%の内3・8%は森林吸収源として森林が吸収したCO₂の量を繰り入れて目標達成した。2013年11月に策定した排出削減暫定目標値3・8%の内、2・8%は森林吸収源である。これらから見えて分かるように森林の温暖化防止に果たす役割は重要である(第13、14、15講)。

気候変動枠組条約、京都議定書やIPCC評価報告書でも森林吸収源は重要な位置を占めている(第15講)。わが国の森林吸収源対策は地球温暖化政策の中で取り組まれており、年間50〜55万鈔の間伐促進などは温暖化政策としても推進されてきた。また、木材によるCO₂固定を評価する動きも広まっている(第15講)。

地球温暖化防止への市民、企業等民間参加の取り組みとしてカーボン・オフセットや排出量取引が世界に広がっている。森林保全や植林プロジェクトによるCO₂の吸収量が注目されてきた(第16講)。

地球温暖化による環境への影響

地球温暖化による気候変動が地球環境や地域環境に重大で取り返しのつかない影響を与えることはIPCC等で科学的にも解明されている。IPCC第5次評価報告書(SPM2)でも人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が高まっていることが報告されている(第13講)。地球温

暖化による生物多様性等環境への被害による損失は経済的に換算すると膨大な金額に達すると見られている。また、温暖化対策の費用投資を先送りすればする程、対策費は大きくなることが指摘されている。

気候変動枠組条約と生物多様性条約等の地球環境条約との連携を図ることの重要性が増していることが近年、指摘されている。

これまで見てきたように、森林・環境・温暖化の3つの事象は各々を単独で取り組むのは勿論のこと、3事象の関連する重なる分野は森林環境マネジメントとして取り組むことが効果的と考えられる。

幅広い読者に読んでいただき、本書が森林保全、環境保護、地球温暖化防止に少しでも貢献できれば、私にとって望外の喜びである。

2015年1月

小林紀之

森林環境マネジメント



目次

はじめに	1
1 各テーマのまとめ	4
2 森林・環境・温暖化の相互関係	11
第1講 「森林環境マネジメント」事始め	23
1 森林・林業と環境問題の実践と研究	24
2 法科大学院での環境法研究と教育	25
3 地球温暖化と森林の役割に関する取り組みへの活動と研究	27
4 地方自治体や地域の取り組みへの参画	30
5 研究プロジェクトへの参加	30
第2講 世界の森林をめぐる取り組みの動向—持続可能な森林経営への挑戦—	33
1 持続可能な発展の歴史的経緯、定義	34
2 森林評価と国際的取り組みの歴史的概観	36
3 持続可能な森林経営の定義と基準・指標	39
4 持続可能な森林の国際的取り組み	41
5 持続可能な森林経営の国際的取り組みの課題	44
6 まとめ	46
第3講 わが国の森林・林業の動向	49

1	持続可能な森林経営に対するわが国での政策的な取り組み	50
2	持続可能な森林経営と保続林業	53
3	世界と日本の森林認証制度	55
第4講	地球環境問題とリオ宣言	65
1	インドネシアの山火事とわが国のPM2.5問題	66
2	地球環境問題の定義と諸現象	67
3	地球サミットとリオ宣言	68
4	自然資本の概要	77
5	まとめ	78
第5講	地球環境問題の歴史	83
1	地球環境問題取り組みの枠組み、方式	84
2	地球環境問題の歴史的概観	86
3	まとめ	90
第6講	わが国の公害・環境問題	91
1	環境法から見た現代の環境問題	92
2	わが国の環境問題に関する歴史	101
3	まとめ	105

第7講	わが国の自然保護の歴史と「自然の権利」等の考え方	109
1	わが国での自然保護の歴史的経緯	110
2	自然や景観に関する権利、利益	115
3	まとめ	123
第8講	わが国の自然環境保護の法政策と主要な法律	129
1	法体系と基本政策	130
2	生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)	134
3	自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)	140
4	自然環境保全法(昭和47年法律85号)の概要	150
5	まとめ	153
第9講	わが国の森林管理・林業の歴史	157
1	森林関係の法律	158
2	森林法による時代	159
3	「デンマルク国の話」——内村鑑三著(内村1911)	164
4	森林法と林業基本法の併立の時代へ	166
5	まとめ	169
第10講	森林関連法と森林政策の新しい取り組み	173

1	森林・林業基本法の概要	174
2	森林法の概要	176
3	「森林・林業再生プラン」と「改革の姿」	180
4	森林法改正	183
5	森林・林業基本計画の概要	186
6	まとめ——森林・林業改革の課題	187
第11講 わが国木材産業の現状と課題		
1	最近の大規模国産材木材工業の事例	194
2	下川町の林業システム革新等の取り組み	199
3	住友林業(株)社有林経営の新展開	201
4	その他の取り組み	203
5	森林経営計画の認定要件見直しについて	204
6	まとめ	205
第12講 わが国の木材輸入史と環境問題		
1	わが国木材輸入の歴史的段階	210
2	わが国の木材輸入史概観	211
3	まとめ	220

第13講 地球温暖化をめぐる世界と日本の取り組み

- 1 地球温暖化問題取り組みの歴史的経緯……………224
- 2 気候変動枠組条約と京都議定書の概要……………230
- 3 IPCCと第5次評価報告書の概要……………233
- 4 わが国の地球温暖化対策の法整備と政策……………239
- 5 COP20(2014年12月、リマ)の概要……………241
- 6 まとめ……………243

第14講 地域における地球温暖化の取り組み

- 1 地方公共団体の取り組み(長野県、高知県、新潟県等の事例)……………248
- 2 市町村の再生可能エネルギーの取り組み……………252
- 3 下川町の低炭素社会に向けての取り組み……………257
- 4 桐生市での脱温暖化の取り組み……………263
- 5 まとめ……………266

第15講 地球温暖化と森林・木材

- 1 気候変動枠組条約(枠組条約)での森林吸収源の位置づけ……………272
- 2 京都議定書での森林吸収源、木材によるCO₂固定の位置づけ……………273
- 3 わが国の森林吸収源対策……………278

	4	REDDプラスの概要	280
	5	まとめ	285
		第16講 森林吸収源の経済的価値化	289
	1	森林が吸収するCO ₂ の所有権	290
	2	自治体による森林・木材CO ₂ 等認証制度の動向	291
	3	J-VER制度と国内クレジット制度の概要	294
	4	J-クレジット制度の概要	296
	5	まとめ(課題と提言)	299
資 料			302
おわりに			311
索引			319

第1講 「森林環境マネジメント」事始め

本書「森林環境マネジメント」は森林・林業と環境法の分野が交錯して構成されている。これは、私の歩んできた多様な実務や研究の経歴に係わっている。本書を上梓するに至る背景を先ず述べておきたい。

約半世紀前に林学を学んだ。現在では森林科学科と称することが多いが、当時は林学科が一般的であった。教室での知識より、北海道とアメリカ・カナダの山々や森林で学んだことに大きな影響を受けた。企業では海外業務、住宅業務も経験したが、1990年代に環境分野に携わり基盤を築いた。この間、企業の環境問題取り組みをテーマに学位を取得し、その後の私の新しい道を拓くことになった。

2004年日本大学法科大学院開設とともに教授に任命され環境法を教えることになり、環境法教育のパイオニアとして始めたが、早いもので10年が過ぎた。また、生物資源科学部

では兼任教授として約6年間、森林科学、環境倫理を教えた。

環境問題、地球温暖化問題で世界が大きく動いたこの四半世紀、企業実務、司法、行政分野で様々な経験を積んだ。法科大学院での教鞭はもとより、政府関係の委員会、多くの地方自治体の地球温暖化対策の取り組み等に積極的に参画してきた。また、多くの大学や研究機関の研究プロジェクトに参加し、学んできた。

1 森林・林業と環境問題の実践と研究

私の企業生活は、海外部門約20年、住宅部門5年、そして環境部門に12年勤務した。この間、フィリピン、インドネシア、マレーシアに通算10年弱駐在した。

森林と環境のことを深く考えることになったのは、1980年代末に海外部門の部長から環境部門の責任者に転じてからで、森林と環境問題の実践と研究に係って25年近くになる。

私が勤務した住友林業(株)では、1980年代後半から熱帯林問題などで地球環境問題への対応が企業経営上の重要課題となり、準備期間を経て1990年代初頭にグリーン環境室が設立され、私が初代の室長に任命された。当初の主な取り組みは、東京大学・造林学研究室佐々木恵彦教授との共同研究事業「熱帯林再生プロジェクト」によるインドネシア・東カリマンタン州スブルでの実験林の運営、研究の推進であった。その後、企業活動全般にわたる環境マネジメントシステム導入、ISO14001認証取得、森林認証、廃棄物問題、地球温暖化問題等々森林環境のみならず環境に係る幅

このプレビューでは表示されないページがあります。

索引

略語

CITES(ワシントン条約) 96
 CLT(クロスラミネーテッド・ティンバー) 194
 CO₂固定作用 272
 CoC管理事業体 57
 CoC認証 55
 COP(締約国会議) 227, 241
 EST trading agreement 291
 FIT(固定価格買取制度) 252, 267
 FSC(森林認証) 56, 59
 GEF(地球環境基金) 45
 GHG(温室効果ガス) 226, 231
 HWP(伐採木材製品) 275, 276, 285, 293
 IFF(森林に関する政府間フォーラム) 41
 INDC(約束草案) 245
 IPCC(気候変動に関する政府間パネル) 226, 233
 — 吸収源特別報告書 234
 — 第3次評価報告書 234
 — 第4次評価報告書 235, 236
 — 第5次評価報告書 234, 236, 237
 IPCCデフォルト法 275
 IPF(森林に関する政府間パネル) 41
 ISO14064 297
 ISO14065 297
 ISO/TR14061 56, 58
 ITTO(国際熱帯木材機関) 37
 — の基準・指標 40, 59
 JAB(日本適合性認定協会) 58
 JST((独)科学技術振興機構) 252, 263
 J-VER制度 291, 294, 296

J-VET(自主参加型排出量取引制度) 294
 J-クレジット制度 296
 NLBI(すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書) 42
 PEFC(森林認証) 56, 58, 62
 — 日本認証管理団体 57
 PM2.5 66
 REDDプラス(途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強) 45, 236, 280
 — plus COOK BOOK 284
 — 研究開発センター 284
 RISTEX(社会技術研究開発センター) 252, 263
 SGEC(緑の循環認証員会議) 56, 62
 TFAP(熱帯林行動計画) 36
 UNCED(国連環境開発会議) 38, 54, 113, 226, 230
 UNEP(国連環境計画) 77, 85
 UNFF(国連森林フォーラム) 40, 41

あ行

愛知目標 114, 134, 153
 アジェンダ21 35, 39, 41, 44, 68
 足尾銅山鉍毒事件 104
 アマミノクロウサギ訴訟 120, 125
 飯田市再生可能エネルギー条例 262
 「生きた化石」論 94
 育成林 279
 イタイイタイ病 104
 一の橋バイオマスビレッジ構想 261
 違法伐採問題 44

●著者紹介

小林紀之 (KOBAYASHI, Noriyuki)

日本大学大学院法務研究科 客員教授。博士(農学)(北海道大学)。

1940年東京都生まれ。1964年に北海道大学農学部林学科を卒業し、住友林業(株)に入社。1987年に海外第二部長、1991年にグリーン環境室長に就任。1998年に理事、2001年に研究主幹を歴任後、2003年6月に同社を退職し、2004年4月から日本大学大学院法務研究科教授・生物資源科学部兼任教授に就任、2010年8月より現職。

世界銀行Bio Carbon Fund技術諮問委員、IPCC第4次評価報告書WG III Expert Reviewer、環境省のカーボン・オフセット検討会委員、J-VER認証運営委員会委員、北海道下川町環境未来都市推進アドバイザーなどを歴任。

主な著書に『ゼミナール地球環境論』(共著、慶應義塾大学出版会、1999年)、『21世紀の環境企業と森林』(日本林業調査会、2000年)、『地球温暖化と森林ビジネス』(日本林業調査会、2005年)、『温暖化と森林』(日本林業調査会、2008年)、『環境法大系』(共著、商事法務、2012年)など。

Forest-Environment Management in the Age of Global Warming
The Legal, Administrative, and Business Contexts
by Noriyuki KOBAYASHI

しんりんかんきょうまねじめんと
森林環境マネジメント
司法・行政・企業の視点から

発行日——— 2015年3月20日 初版第1刷

定 価——— カバーに表示してあります

著 者——— 小 林 紀 之 ©

発 行 者——— 宮 内 久



海青社
Kaiseisha Press

〒520-0112 大津市日吉台2丁目16-4
Tel. (077) 577-2677 Fax (077) 577-2688
<http://www.kaiseisha-press.ne.jp>
郵便振替 01090-1-17991